

公 告

まんのう町公告第 91 号

次のとおり条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、まんのう町契約規則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 44 号、以下「規則」という。）第 7 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 10 日

まんのう町長 栗 田 隆 義

第 1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| 1 業 務 名 | まんのう町立小中学校コンピュータ等一式の借入業務 |
| 2 業務の場所 | 香川県仲多度郡まんのう町吉野 957 番地
まんのう町立満濃中学校外 |
| 3 業務の内容 | 別添「まんのう町立小中学校コンピュータ等一式の借入業務仕様書」のとおり |
| 4 借 上 期 間 | 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日（5 年間）
ただし、契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日までは機器設定に係る期間とする |

第 2 入札に参加する者に必要な資格等

1 入札参加資格を有する者

この入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。）
- (2) 令和 7・8 年度のまんのう町指名競争入札参加資格者名簿に搭載されており、その主たる営業内容に、情報機器の賃貸借を含んでいる者であること。
- (3) まんのう町建設工事指名停止等に関する規則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 97 号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもので本町の入札参加資格を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、本町の入札参加資格審査を受けた者

- (5) これまでに、本町又は他の官公署等と情報機器に関する 1 億円以上の契約実績がある者。

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は、令和 7 年 7 月 17 日(木)までに、入札参加資格確認申請書(様式第 1 号)及び実績書(様式第 2 号)(以下「申請書等」という。)をそれぞれ 2 部ずつ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等は、持参又は郵便等託送により提出するものとする。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和 7 年 7 月 22 日(火)までに入札参加資格確認通知書(様式第 3 号)にて通知する。
- (4) 申請書等の受付
 - ア 受付期間
令和 7 年 7 月 10 日(木)～令和 7 年 7 月 17 日(木)
 - イ 受付時間
午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までの間を除く)。
郵便等託送での提出については 7 月 17 日午後 4 時までに到着すること。
 - ウ 受付場所
香川県仲多度郡まんのう町生間 415 番地 1
まんのう町教育委員会 学校教育課
- (5) その他
 - ア 申請書等関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 提出された申請書等は、返却しない。
 - ウ 申請に関する問い合わせ先
まんのう町教育委員会 学校教育課
TEL 0877-89-7100 FAX 0877-89-8100

3 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参又は郵便等託送により提出するものとする。
 - ア 提出期限
令和 7 年 7 月 23 日(水)
 - イ 提出時間
午前 9 時から正午まで
 - ウ 提出場所
香川県仲多度郡まんのう町生間 415 番地 1
まんのう町教育委員会 学校教育課
- (3) 説明を求めた者に対する回答は、令和 7 年 7 月 24 日(木)までに書面により行う。

4 本件業務に関する質問の受付等

(1) 本件業務の仕様書の他公告について質問がある場合は、質問事項を記載した質疑書（様式第4号）を提出すること。なお、書面は電子メール又はFAXにより提出するものとし、送信後はその旨を電話連絡すること。なお、原本は入札当日に提出すること。

ア 提出期間

令和7年7月22日（火）～令和7年7月24日（木）正午まで

イ 提出先

香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地

まんのう町教育委員会 学校教育課

(2) (1)の質問及び質問に対する回答は、入札資格が認められた者に令和7年7月25日（金）午後5時までに回答する。

第3 入札及び開札等

1 入札及び開札の日時

令和7年7月30日（水） 午前9時00分

2 入札及び開札の場所

香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地

まんのう町役場 3階 第2会議室

3 入札書の提出方法

持参により提出することとし、郵便等託送又は電送によるものは受け付けない。

4 その他

(1) 入札当日は、午前9時00分からまんのう町役場3階第2会議室において受付を行う。

(2) 入札に参加する場合は、入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参し、受付において提示すること。提示がない場合は、入札に参加することができなくなることがあるので注意すること。

(3) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。提出がない場合は、入札に参加できなくなるので特に注意すること。

(4) 入札の執行回数は、原則として3回までとする。

第4 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額より消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。

第5 入札保証金及び契約保証

1 入札保証金

入札保証金は免除する。

2 契約保証金

契約保証金は免除する。

第6 入札の無効等

- 1 規則第18条の各号のいずれかに該当する場合における当該入札は無効とする。
- 2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び、入札心得等において示した入札に関する要件に違反したものは、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には、落札決定を取り消す。

第7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

第8 契約の締結

落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る請負契約の締結までの間において当該落札者が第2の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第9 問い合わせ先等照会窓口

〒766-0022

香川県仲多度郡まんのう町生間 415 番地 1

まんのう町教育委員会 学校教育課

TEL 0877-89-7100 FAX0877-89-8100

E mail:kyoiku@town.manno.lg.jp